平成２２年（再イ）第２号

兵庫県南あわじ市賀集八幡259番地３

再生債務者　肥田　光裕

１　決議に付する再生計画案　平成22年４月２日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年４月28日

３　再生計画案に対する回答期間　平成22年５月６日まで

平成22年４月７日

神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（再イ）第３８号

長崎県佐世保市瀬戸越３丁目14番17号　ウェルスマンション302

再生債務者　山本　　忍

１　決議に付する再生計画案　平成22年３月17日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年４月28日

３　再生計画案に対する回答期間　平成22年５月６日まで

平成22年４月７日

長崎地方裁判所佐世保支部

平成２２年（再イ）第２号

青森市港町１丁目７番１号

再生債務者　出津　貴弘

１　決議に付する再生計画案　平成22年３月30日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年５月６日

３　再生計画案に対する回答期間　平成22年５月６日まで

平成22年４月６日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再イ）第３号

青森市港町１丁目７番１号

再生債務者　出津　真紀

１　決議に付する再生計画案　平成22年３月30日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年５月６日

３　再生計画案に対する回答期間　平成22年５月６日まで

平成22年４月６日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再イ）第４号

広島県三次市十日市南６丁目１―４サンヴェール中原201号、住民票上の住所広島県広島市佐伯区薬師が丘１丁目３番23号

再生債務者　山中　善英

１　決議に付する再生計画案　平成22年３月23日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年５月７日

３　再生計画案に対する回答期間　平成22年５月７日まで

平成22年４月７日　広島地方裁判所三次支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第３号

奈良県葛城市東室226番地13

再生債務者　中村　和生

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成22年４月６日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（再イ）第３号

熊本市練兵町88番地７

再生債務者　中村　壽秀

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成22年４月６日

熊本地方裁判所民事第１部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第３号

神奈川県中郡大磯町国府新宿21番地６

再生債務者　小池直由樹

１　決定年月日時　平成22年４月７日午前11時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年４月28日まで

４　一般異議申述期間　平成22年５月12日から平成22年５月19日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１号

長崎県諫早市小船越町1187番地33

再生債務者　松本　幸雄

１　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年４月28日まで

４　一般異議申述期間　平成22年５月12日から平成22年５月26日まで

長崎地方裁判所大村支部

平成２２年（再ロ）第６号

堺市南区原山台１丁５番２―207号

再生債務者　矢内　幸夫

１　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年５月６日まで

４　一般異議申述期間　平成22年５月11日から平成22年５月25日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１号

愛知県津島市橘町４丁目23番地３　ロイヤル津島Ｖ104号

再生債務者　長岡　則夫

１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月26日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成22年４月27日まで

平成22年４月６日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再ロ）第１号

島根県松江市上乃木８丁目９番７号

再生債務者　平井　鈴子

１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月30日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成22年４月28日まで

平成22年４月７日　　松江地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第７号

福岡県久留米市安武町住吉352番地１

再生債務者　深川　保明

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成22年３月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月６日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係